茨城町フィルムコミッション事業に係る

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和２年　７月２７日策定

茨城町秘書広聴課

１．概　　要

　　本ガイドラインは，町内でのフィルムコミッション事業を実施するにあたり，新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし，映像制作者が感染予防対策として実施すべき内容について整理したものである。

２．町での撮影を行うにあたり映像制作者へ求める具体的な対策

　　「映像制作者（以下「制作者」という。）」が撮影を行う際は，一般社団法人日本映画製作者連盟などが策定する感染予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うことを基本とし，制作者に対し以下の対策を求める。

（１）町に対する報告事項

①制作者は，撮影支援を依頼する際に，「撮影支援依頼書（別紙１）」を町に提出し，感染予防対策を講じていることを報告する。

②制作者は，感染者または感染の疑いのある者が発生した場合に備え，撮影現場に携わるすべての撮影関係者の撮影前14日分及び撮影期間中の行動記録を管理する。

また，撮影関係者の氏名と住所，連絡先を撮影前までに「茨城町内での撮影に係る関係者名簿（別紙２）」により，町に提出する。

③制作者は，撮影現場の責任者を明確にし，責任者は町との情報共有や対応とその協力に努める。

④制作者は，撮影支援を受けるにあたっては，町の意向を尊重し撮影プラン等を町と事前に協議する。

（２）制作会社が実施すべき感染予防策について

　①国や県（対象：茨城県または撮影隊の拠点となる都道府県）から自粛要請や町においてフィルムコミッション事業の受け入れ休止があった場合には，撮影等の活動を全て中止し，国や県，町からの指示に従う。

　　　また，その際に発生した金銭的な負担等は，町及び施設管理者には求めない。

②制作者は，下記に該当する関係者を撮影及び下見などに従事させない。

・新型コロナウイルス感染症に感染し，退院または，退所後14日以内の者

・発熱（37℃以上）や咳，下痢等の症状がある者

・発熱の有無にかかわらず，出発前に嗅覚，味覚障害，倦怠感やインフルエンザに似た症状が出ている者

・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者で検査後14日以内の者

・過去14日以内に政府から入国制限，入国後の観察期間を必要とされている国，地域等への渡航並びに当該国，地域等の在住者との濃厚接触がある者

　　③制作者は，衛生管理者を配置し，関係者の感染予防の徹底と施設等の使用した場所　の消毒を行う。

　④制作者は，関係者から感染者が発生した場合の施設への補償（風評被害への営業補償，施設の消毒の負担）について，施設管理者と事前に協議する。

　⑤制作者は，施設管理者及び近隣住民に対し，事前に感染予防策などの説明をし十分に配慮を行う。また，その説明にあたっては直接の接触を避けることに努める。

　⑥制作者は，施設管理者やその土地の所有者が本ガイドラインとは別に感染予防対策を求める場合にあっては，その内容を確認し遵守する。

（３）撮影全般について

　①屋内，屋外撮影に関わらず，群集シーン等の社会的距離の確保が著しく困難な設定のシーンは，社会的距離の確保が可能な設定に極力変更する。

　②出演者に身体的な接触が必要なシーンの撮影においては，出演者は前後に手洗いと口唇・口腔内等の消毒を行う。

　③全ての関係者に検温及びマスクの着用を義務付ける。また，全ての出演者に検温及び出演時以外のマスクの着用を義務付ける。

　　※マスク装着時には体に熱がこもり，脱水症状になる場合があるため，こまめに水分やミネラルを補給するよう努める。

（４）屋内での撮影について

　①屋内での撮影においては，撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし，施設の広さを考慮し3密とならない状況で撮影を行う。一度に許される撮影関係者の人数は，最大でも施設の収容人数の半分以下とする。

　　※最大収容人員が不明な場合には一人あたり3㎡とするなど，面積から割り出すこと。

　②撮影後は事前に施設管理者と協議した上で，制作者の責任において，必ず消毒を行う。

　③換気の悪い密閉空間を避け，撮影の際には常時開放箇所を設け，扇風機等を使用する等の対応をとり，空気の通りをよくするよう徹底する。

（５）屋外の撮影について

　①撮影に伴う撮影関係者の移動については，3密を避けるとともに，手洗いや手指消毒及びマスクの着用等の感染予防対策を必ず講じる。

　②車両での移動については，車両内の消毒を適切に行う。また，乗車時はマスクを着用するとともに，1台における乗車人数を最小限にする等の社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また，必ず換気を行いながら移動する。

（６）エキストラ募集の協力

　フィルムコミッションを通してのエキストラ募集は原則として行わない。

（７）感染が疑われる者もしくは，感染者が発生した場合の対応策

　①撮影中に感染が疑われる者が発生した場合は，速やかに隔離等を行い人との接触をできる限り避けるものとする。また，直ちに帰宅させ，必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。また，共有した物等を消毒するとともに，直ちに町及び施設管理者へ連絡する。

　②自宅で療養することとなった者は，毎日健康状態を確認するものとし，症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また医療機関等を受診し，新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査が陰性であったことが判明した場合でも，症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事させない。

　　③感染が疑われる者が発生した場合には原則として，撮影を中止し直ちに撤収する。また，その際に発生した金銭的負担等は，町及び施設管理者には求めない。

　　④撮影終了後，２週間以内に関係者の感染が判明した場合は，町及び施設管理者に報告し，申請者の負担で専門業者による消毒を実施する。

（８）保健所との関係

　①感染が疑われる者が発生した場合，保健所等の公的機関による聞き取り調査に協力し，必要な情報提供を行う。

３．ガイドラインの運用に伴う各連絡先

・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡場所 | 連絡先 | 備考 |
| 茨城県中央保健所 | 029-241-0100 | 担当保健所 |
| 茨城県 | 029-301-3200 | 県相談窓口 |
| 茨城県フィルムコミッション協議会 | 029-301-2528 |  |
| 茨城町秘書広聴課 | 029-240-7148 | フィルムコミッション担当 |